

多可町いじめ防止等に関する条例（案）

平成 29 年〇月〇日
条例 第 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 いじめ防止基本方針等(第12条—第14条)

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策(第15条—第28条)

第4章 重大事態への対処(第29条—第33条)

第5章 補則(第34条—第36条)

附則

子どもは、それぞれ一人の人間としてかけがえのない存在であり、将来のまちづくりを担う町の大切な宝です。

多可町では、住民憲章の中で「いのちと人権を大切にし、心ふれあうまちをつくる」とうたっており、人権を尊重するとともに自他の生命の大切さを自覚し、互いに手を携えて、地域のきずなを広げ強めることを目指しています。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、近年は、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめ問題が喫緊の課題となっています。このようないじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ことがあります。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、わたしたち全ての町民の役割であり責務です。

今、わたしたちは、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現に向けて、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、町民総がかりでいじめの防止を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「推進法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本とな

る事項を定め、町、学校等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、町民が一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (2) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍しているなど当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (4) 町立学校 多可町立小学校及び中学校条例（平成17年多可町条例第86号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 町民 町内に居住する者又は町内に通勤し、若しくは通学する者並びに町内において事業活動を行う個人及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察、幼児教育施設、児童相談所その他子どものいじめの問題の対応に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ防止等のための取組の推進は、推進法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) いじめは全ての子どもに関係し、全ての学校で起こり得るものであることを認識し、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であり、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを理解するとともに、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないようにする。
- (3) いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、町、学校、保護者、町民及び関係機関等の連携の下、町民総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

(子どもの役割)

第4条 子どもはいじめを行ってはならない。

2 子どもは、自分を大切にするとともに他の子どもを思いやり、共に支え合い、仲良く生

活できるよう努めるものとする。

- 3 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友だち、町又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。
- 4 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いがあると思われる場合も含む。）及び友だちから相談を受けた場合には、家族、学校、町又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

（町の責務）

第5条 町は、いじめ防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 町は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子どもに対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制を充実するとともに、学校、保護者、町民及び関係機関等と連携の強化を図らなければならない。
- 3 町は、町立学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、子どもが安心して豊かに生活できる社会の実現に向けて、いじめ防止等に関する必要な啓発を行わなければならない。

（町立学校の責務）

第6条 町立学校は、あらゆる教育活動を通して、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指さなければならない。

- 2 町立学校は、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援しなければならない。
- 3 町立学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、町民、町や関係機関等と連携し情報を共有しながら指導に当たらなければならない。
- 4 町立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長の指揮の下、組織的にいじめ防止等に取り組まなければならない。
- 5 町立学校は、相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて子ども一人一人の状況の把握に努めなければならない。
- 6 町立学校の教職員は、子どもの気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める等資質・能力の向上に努めなければならない。
- 7 町立学校は、いじめ防止等に向けた取組を広く保護者や町民に発信し、連携・協力を図るよう努めなければならない。
- 8 町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和するものとする。

(保護者の責務)

- 第7条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し安定して過ごせるよう、愛情をもって子どもを育むものとする。
- 2 保護者は、どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめをしないよう指導に努め、また、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけるものとする。
- 3 前項において、保護者は、必要に応じて、学校又は町に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめ防止等について、学校、町民や関係機関等との情報交換に努め、協働して取り組むものとする。
- 5 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われる場合は、速やかに学校、町又は関係機関等に相談又は通報するものとする。
- 6 保護者は、学校及び町が行ういじめ防止等に対する取組に協力するものとする。

(町民の責務)

- 第8条 町民は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、町民が連携して子どもが安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 町民は、子どもの成長、生活に关心を持ち、いじめの兆候等が感じられたときは、関係する保護者、学校、町又は関係機関等に積極的に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 町民は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮するよう努めるものとする。

(幼児期の子育て支援)

- 第9条 町は、幼児期は人間形成の基礎がつくられる大切な時期であることを踏まえ、保護者、町民及び関係機関等と連携し、幼児期から命の大切さと思いやりの心を育む子育て支援の充実を図らなければならない。

(財政上の措置等)

- 第10条 町は、いじめ防止等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

(県との連携)

- 第11条 町は、県と連携し、いじめ防止等のための対策の推進を図るとともに、いじめ防止等のための対策に関して必要と認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(町基本方針の策定)

第12条 町は、推進法第12条の規定に基づき、本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「町基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 町基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 町が実施するいじめ防止等のための施策に関すること。
 - (2) 町立学校が実施するいじめ防止等のための取組に関すること。
 - (3) 学校、保護者、町民及び関係機関等と連携したいじめ防止等の取組に関すること。
 - (4) 推進法第28条第1項の重大事態への対処に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本町のいじめ防止等に関し必要な事項
- 3 町は、子どもを取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、かついじめ防止等のための対策の点検・評価を踏まえ、必要に応じて町基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 4 町は、町基本方針の策定、又は見直しに当たっては、町民の意見を取り入れるものとする。
- 5 町は、町基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(学校基本方針の策定)

第13条 町立学校は、推進法第13条の規定に基づき、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 町立学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する取組の実効性を高めるため、学校基本方針を定期的に点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 3 町立学校は、学校基本方針の策定、又は見直しに当たっては、当該学校に在籍する子ども、保護者、町民及び関係機関等の意見を取り入れるものとする。
- 4 町立学校は、学校基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(多可町いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第14条 町は、いじめ防止等のための対策について、学校、保護者、町民及び関係機関等との連携を図るため、推進法第14条第1項の規定により、多可町いじめ問題対策連絡協議会（以下「いじめ連絡協議会」という。）を置く。

- 2 いじめ連絡協議会の委員は、町長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策

(いじめの未然防止のための措置)

- 第15条 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地や基礎を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図らなければならない。
- 2 町及び町立学校は、いじめは加害者及び被害者だけの問題ではなく、全ての子どもに関係する問題であることを踏まえ、傍観者を減らし仲裁者を増やすための指導や仲裁者を支える集団等いじめを生まない集団づくりに向けた取組を推進するものとする。
- 3 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者、町民及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する子どもの自主的な企画及び運営による活動に対する支援、子ども及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

- 第16条 町及び町立学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該学校に在籍する子ども及びその保護者に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

- 第17条 町は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備するものとする。
- 2 町立学校は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 3 町及び町立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、町民及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

- 第18条 町及び町立学校は、いじめを受けた子どもに対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った子どもに対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、保護者、町民及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(研修の実施)

- 第19条 町及び町立学校は、当該学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対応に関する研修の実施その他資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための対策)

第20条 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるよう、子どもに対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、その保護者及び町民に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 町は、子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないよう適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

(学校評価等における留意事項)

第21条 町及び町立学校は、いじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価等において、いじめ防止等の取組に係る評価が適切に行われるようしなければならない。

(啓発及び教育)

第22条 町は、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめ防止等への取組を推進するため毎年5月及び12月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）と定めるものとする。

- 2 町は、啓発月間において、その趣旨に沿った広報啓発活動を実施するものとする。
- 3 町立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめ防止等に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(いじめ防止等の対策のための組織)

第23条 町立学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置かなければならない。

(いじめに対する措置)

第24条 町、保護者、町民及び関係機関等は、子どもからいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは（いじめの疑いがあると思われる場合も含む。）、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校へ通報するものとする。

- 2 町立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われる場合は、速やかに、当該子どもに係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を町に報告するものとする。
- 3 町立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 町立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、傍観者もいじめに加担しているという認識の下、全ての子どもに対する指導を継続的に行うものとする。
- 5 町立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(町による措置)

第25条 町は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第26条 校長及び教員は、当該学校に在籍する子どもがいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該子どもに対して懲戒を加えることができる。

(出席停止等の適切な運用)

第27条 教育委員会は、いじめを行った子どもの保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第28条 町は、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第4章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第29条 町立学校は、当該学校に在籍する子どもに重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

(多可町いじめ問題対策委員会の設置)

第30条 町は、町基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、推進法第14条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、多可町いじめ問題対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）を置く。

2 いじめ対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 推進法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が町立学校に発生した場合における事実の確認及び調査に関すること。
- (2) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。

(3) その他いじめ対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

- 3 いじめ対策委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができる。

(教育委員会による対処)

第31条 教育委員会は、第29条の規定による報告を受けた場合又は町立学校に在籍する子ども若しくはその保護者から当該学校に対して当該子どもに重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ対策委員会に調査を行わせるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を町長に報告するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(多可町いじめ調査委員会の設置)

第32条 町は、推進法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、多可町いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置く。

- 2 いじめ調査委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。
- (1) 前条第1項の規定による調査の結果にかかる再調査に関すること。
 - (2) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。
 - (3) その他いじめ調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 いじめ調査委員会は、町長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(町長による対処)

第33条 町長は、第31条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、いじめ調査委員会に同条第1項の規定による調査の結果について、再調査を行わせることができる。

- 2 町長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 町長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 補則

(個人情報の取扱い)

第34条 いじめに関する相談、調査等に關係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(町立学校以外の学校への協力要請)

第35条 町は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。

- 2 いじめ対策委員会及びいじめ調査委員会は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ対策委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年多可町条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	5,000円
いじめ調査委員会委員	日額	委員長 12,000円 委員 10,000円